

高知県中小企業求人情報発信支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中小企業求人情報発信支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県内に本社のある中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人、学校法人又は社会福祉法人をいう。以下同じ。）に対し、正規雇用に係る求人情報の発信に必要な経費の一部を補助することにより、大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。）に在籍する者及び卒業してから3年以内の者（以下「大学生等」という。以下同じ。）に県内の中小企業への就職を働きかけ、求人と求職とのマッチングを図ることで、県内の中小企業の人材の確保及び大学生等の県内就職を促進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 次に掲げるもので、別表第1に定める要件を満たす事業であること。

- ア 就職情報サイトへの掲載料
- イ WEB上で行う企業説明会への出展経費

(2) 補助事業は、令和5年3月31日までに事業が完了すること。

(補助事業者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助回数)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助回数は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請においては、事業を開始する日の15日前までに、第3条第1号ア及びイに掲げる事業について別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、別記第2号様式による高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を

決定する。ただし、当該申請をしたものが別表第2に該当する場合又は直近1年について国税、都道府県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がある場合を除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等について変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第3号様式による変更(中止)等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更(中止)等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を30パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による補助事業実績報告書により、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。なお、本事業における補助事業完了日は、補助対象経費を支払った日とする。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等

が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第5条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定等）

第12条 知事は、前条の補助事業実績報告書を受領し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（遂行状況の報告等）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けることとする。

（関係書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（事業成果の報告）

第15条 知事は、補助事業者に対し、事業実施年度の翌年度から3年間事業成果等について報告を求め、又は必要な調査を行うこととする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

（グリーン購入）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第17条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

（知的財産）

第18条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

- 2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付さ

れた補助金については、第8条、第9条、第11条第3項、第13条から第15条まで、第17条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助回数
<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 県内に本社のある中小企業等であること。</p> <p>(2)</p> <p>【補助対象経費（ア）の場合】直近3年間において、掲載を希望するものと同区分（大手又は地元）の就職情報サイトへの掲載履歴がないこと。</p> <p>【補助対象経費（イ）の場合】直近3年間において、出展を希望するものと同区分（大手又は地元）の就職支援会社が提供するWEB企業説明会への出展履歴がないこと。</p> <p>(3) 商工政策課が実施する企業採用力向上のためのセミナーに参加若しくは参加予定であること。又は、商工政策課が実施する専門家派遣事業での支援を受けていること（予定を含む）。</p>	<p>(ア) 就職情報サイトへの掲載料（大手又は地元就職情報サイトへの基本掲載料及びそれらに付随する経費）</p> <p>(イ) WEB上で行う企業説明会への出展経費（大手又は地元就職支援会社が提供するWEBセミナー等のサービスを活用する場合の出展経費）</p>	2分の1以内	1事業者当たり40万円	本補助金の活用は同一年度内に1回までとする。

※1 就職情報サイトとは、大学生等に対する就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトをいう。

なお、大手就職情報サイトとは、前年の登録者数が概ね^{おおむ}15万人以上のものをいい、地元就職情報サイトとは、県内に本社のある企業等が運営するものをいう。この大手及び地元の別を「区分」という。

※2 補助対象経費（ア）の場合、直近3年間において掲載を希望するものと同区分のサイトに掲載履歴がある場合は、異なる区分のサイトに新たに掲載を希望する場合のみ補助対象とする。

補助対象経費（イ）の場合、直近3年間において出展を希望するものと同区分の説明会への出展履歴がある場合は、異なる区分の説明会に新たに出展を希望する場合のみ補助対象とする。

※3 補助対象経費には、正規雇用に係る求人情報の発信を目的とするものに加えて、早期から大学生等の企業理解や業界研究を促すためのインターンシップ情報の発信を目的とするものを含む。

※4 他の用途への汎用性が認められる機器類（パソコン、タブレット、カメラ等）の購入経費、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とする。また、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助金の交付を受けている場合は、全額を補助対象外とする。

別表第2（第6条 - 第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。